

千葉県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則 概要

1 概要

千葉県行政手続条例の一部を改正する条例（令和8年千葉県条例第57号）による改正後の千葉県行政手続条例において、同条例に基づく聴聞等の通知に係る公示送達に関し、公示事項を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置により行うものと定められたことから、規則に委任された当該公示送達の方法を定めた。

2 改正内容

千葉県行政手続条例第15条第4項等の規定に基づく公示送達を、インターネットを利用する方法により行うことができるよう、所要の規定の整備を行った。

（新第2条関係）

3 施行期日

令和8年5月21日